

アンチ・ドーピング規程
(目的)

第 1 条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、競技者の健康をも害する可能性があり、スポーツの楽しみ、心の豊かさを奪い、人間形成や人間性向上に資する手段であるスポーツを墮落させるドーピングからボウリング競技者を守り、健全な心身を養うとともに、アンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とし、本規程を制定する。

(適用対象者)

第 2 条 本規程は、以下に対して適用される。
(1) 本協会及びその役職員並びに委員会委員等の関係者
(2) 競技者
(3) サポートスタッフ
(4) 本協会の権限下にあるその他の人
(5) 加盟団体（その下部組織を含む）

(JADA との連携・協力)

第 3 条 本協会は、日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「世界規程」という。）、国際基準（以下、「国際基準」という。）に基づく義務を履行する責任を負う。

(日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力)

第 4 条 日本規程に基づく日本スポーツフェアネス推進機構（以下、「J-Fairness」という。）の権限と責務を尊重し、J-Fairness 及び JADA と連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

ツ仲裁裁判所（CAS）の行った決定は、JADA 及び日本の国内競技連盟に対して自動的に拘束力を有する。

(解 釈)

第 12 条 本規程において使用される用語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が本規程に優先されるものとする。

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規程
(検査認証手続き)

第 4 条 施設、設備及び競技用具の検査認証を受けようとする者は、所定の申請書及び必要書類、必要資料を提出しなければならない。申請書を提出した者は、本協会が発行する請求書受領後速やかに、検査料、認証料を納入しなければならない。ただし、一度納入された料金は、いかなる理由があっても返還しない。
2 公認競技場に登録する競技場は、所定の申請書を提出しなければならない。申請書を提出した公認競技場は、本協会が発行する請求書受領後速やかに登録料、認証料・検査料を納入しなければならない。ただし、一度納入された料金は、いかなる理由があっても返還しない。

(証明書類等の交付)

第 6 条 検査に合格し認証され、かつ公認競技場登録をする施設、設備には本協会の公認競技場証、公認競技場登録証並びに認証ステッカーを交付する。また、用具には本協会の認証ラベルを貼付する。

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格

第 2 章ボウリングレーン

第 16 条 (キックバック)

キックバックは、1 番ピン前方 38.1 センチメートル（15 インチ）の所か

(本協会の役割と責務)

第 5 条 本協会は、日本規程第 22 条に定める役割と責務を負う。
2 本協会は、加盟する国際競技連盟から世界規程第 20.3 項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。
3 本協会は、教育に関する国際基準に基づき、競技者及びサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。

(競技者の役割と責務)

第 6 条 競技者は、日本規程第 24 条に定める役割と責務を負う。

(サポートスタッフの役割と責務)

第 7 条 サポートスタッフは、日本規程 25 条に定める役割と責務を負う。

(結果管理手続、決定の効力)

第 8 条 アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理され、その決定はすべての国内競技連盟（その加盟組織および下部組織を含む）を拘束する。

(活動評価)

第 9 条 本協会は、JADA が行う国内競技連盟の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。
2 本協会は、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADA と連携し、その改善に努めるものとする。

(不服申立て)

第 10 条 日本規程第 12 条に基づいて JADA が本協会に課す制裁処分については、同規程第 13.2.3.5 項に定める通り本協会は日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

(他の署名当事者等の決定の拘束力)

第 11 条 署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポー

ら、後端のリヤークッションの所までレーンに平行して設けるものとし、その高さはレーンの表面から 43.18 センチメートル（17 インチ）以上、60.96 センチメートル（24 インチ）以内とする。両側のキックバックの間の距離は 1.524 メートル（60 インチ）以上、1.5303 メートル（60 インチ 1/4）以内とする。

- 2 スtringピンセッター（吊り下げ式ピンセッター）用キックバック
- (1) キックバックは完全に広葉樹のみで構成されるか、広葉樹と同等の性能を有する合成木材を単独または組み合わせで使用することができる。
 - (2) レーンと平行に設置する。
 - (3) キックバックは、1 番のピンスポットの反対側または 38.1 センチメートル（15 インチ）以内のポイントから後部クッション壁まで伸びる必要がある。
 - (4) 2 つのキックバックの木製面間の距離は 152.718 センチメートル ± 0.375 センチメートル（60.125 インチ ± 0.125 インチ）があることを必要とする。
 - (5) レーンからキックバックの高さは 43.18 センチメートル（17 インチ）以上であること。
 - (6) テールブランクの後ろのキックバックは、含浸ガラス繊維、硬質バルカンファイバー、または積層フェノール樹脂（グレード「C」または「CE」）で覆われている場合がある。

第 17 条 (キックバックプレート)

キックバックには、厚さ 4.7 ミリメートル（3/16 インチ）以内の堅いファイバーの板を取付けることができる。その他の物を取付けることはできない。

- 2 スtringピンセッター（吊り下げ式ピンセッター）用キックバックプレート
- (1) キックバックは、4.78 ミリメートル（3/16 インチ）を超えない厚さのキックバックプレートで覆うことができる。
 - (2) 以下にリストされている材料を使用できる。
(イ) 硬質バルカンファイバー
(ロ) ラミネートフェノール（グレード「C」または「CE」）

(ハ) 硬質燃可塑剤共重合体
上記以外の材料でも同様の性能を有するものであれば使用できる。

第29条 (形状・寸度)

ピンの高さは、38.085 センチメートル (15 インチ) とし、その許容範囲は、上下 0.8 ミリメートル (2/64 インチ) とする。

胴体各部の直径は、次の通りとする。

部 分	直 径
底 (角を丸めないとき)	5.714 センチメートル
底 (角を丸めたとき)	5.157 "
底からの高さ 1.904 センチメートルのところ	7.183 "
" 5.714 "	9.921 "
" 8.569 "	11.455 "
" 11.428 "	12.105 "
" 14.921 "	11.590 "
" 18.414 "	9.406 "
" 21.896 "	6.279 "
" 23.811 "	4.991 "
" 25.399 "	4.564 "
" 27.621 "	4.750 "
" 29.843 "	5.319 "
" 32.056 "	6.111 "
" 34.288 "	6.469 "

以上の直径で許容範囲の大、小は各々 0.787 ミリメートル (0.031 インチ) とする。ピンの頭部は、半径 3.233 センチメートル (1.273 インチ) の均一な球の弧とし、その許容範囲は 0.787 ミリメートル (0.031 インチ) とする。ピンの表面の線は、全体がなだらかな曲線となるようにしなければならない。ピンの底は平らにし、中央に直径 1.07 センチメートル (0.422 インチ) の穴をあけ、その周囲を幅 1.9 センチメートル (3/4 インチ) の輪形とする。ピンの底にはプラスチック又はナイロン製のアタッチメントを取付けるものとし、

アタッチメントと底木部は平らであり凹凸があってはならない。また、その外周縁は半径 3.96 ミリメートル (5/32 インチ) の円形に丸めるものとする。その許容範囲は 0.787 ミリメートル (0.031 インチ) とする。丸めた部分を除いた底の平らな部分の直径は 5.08 センチメートル (2 インチ) 以上とする。

2 スtringピンセッター (吊り下げ式ピンセッター) 用

Stringピンセッターのピンは、String (ひも) を通すためにピンの上部と側面に小さな穴を開けることができる。ただし、穴を開けた後のピンの重量は第 25 条の重量に定められている範囲内でなければならない。

第31条 (ピンの補修)

ピンの汚れや、ささくれを除くためのスチールウール、又はサンドペーパーを使用することは差支えないものとする。再塗装をするときは、塗装の厚さが規定以上にならないようにしなければならない。表面は特に凹みや、塗装のはがれができたり、元のラベルやネックマーキングを取りかえたり、別のラベルやマーキングを付けたピンは、公認の競技には使用できないものとする。また、公認の競技に使用するピンはなるべく新しいもので 300 ゲーム使用以内のものでなくてはならない。

2 スtringピンセッター (吊り下げ式ピンセッター) 用

全てのピンが均等に摩耗し、より安定したプレーができるように、Stringピンセッターのセンターでは、ピンを最低 90 日ごとにローテーションさせ、ピンを維持させるピンローテーションプログラムを組むよう推奨されている。

P132

公認ドリラー規程

(認 定)

第3条 新たに公認ドリラーになる者は、新規登録申請書を提出し本協会認証部会の審査を受けるものとする。認証部会は技能・見識・経験等により審査し、公認ドリラーの資格を付与する。

2 新規登録申請書には規定の推薦団体による推薦印を得るものとする。

【公認ドリラー推薦団体一覧】

- ① 本協会
- ② 本協会加盟都道府県ボウリング連盟代表者
- ③ 本協会公認競技場
- ④ 公益社団法人日本プロボウリング協会
- ⑤ 公益社団法人日本ボウリング場協会並びに加盟センター
- ⑥ 日本ボウリング商工会

3 新規認定された者は、認定を受けた後 6 ヶ月以内に公認ドリラーとして、登録手続きをしなければならない。

(登録料)

第4条 登録料は年 5,000 円とし、納入時期は次の通りとする。

- 2 更新登録者は毎年 5 月 31 日までに本協会事務局に納入する。
- 3 新規登録者は認定通知が届き次第、本協会事務局に納入する。

(認定証の交付)

第5条 第3条、第4条の手続きを完了した者に対し、公認ドリラー認定証を交付する。

(義 務)

第6条 公認ドリラーに認定された者は、次の事項の義務を負うものとする。

- (1) 定期的に開催される研修会に出席し、国内外のルール確認、変更及び情報交換、新技術の取得に努める。
- (2) 連絡先、住所、勤務先等に変更があった場合は、速やかに本協会へ書面又は電磁的方法により届出るものとする。
- (3) 公認ドリラーは、自らがドリルしたボールに対し、ドリル証明証を発行する。
- (4) 公認ドリラーがドリルしたボールに関しては、公認ドリラーがすべての責任を負うものとする。
- (5) 公認ドリラーは 3 年に 1 回以上、有資格者研修会に参加すること。

(上級資格)

第7条 公認ドリラーの意識向上と技術研鑽を図るため、ブロンズコース・シルバーコース・ゴールドコースの研修会を定期的に開催し、修了者を上級資格者に認定する。

(資格の喪失)

第8条 公認ドリラーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 認証部会が公認ドリラーとして、任務遂行上不適格と認めた者。
- (2) 公認ドリラーの認定を受けた後、6 ヶ月以内に登録手続きを行わなかった者。
- (3) ドリルを行わず名義貸しをした者。
- (4) 年度更新登録をしなかった者。
- (5) 義務研修会 (3 年に 1 回) に参加しなかった者。

(復 帰)

第9条 公認ドリラーが復帰をする場合は、登録休止した年度分の会費を納入する。

2 復帰年度の義務研修会に参加する。

(その他)

第10条 公認ドリラーに登録した者は、ボール検査員の資格を付与する。

- 2 前項のボール検査員資格付与については、認証部会で審議し、資格を付与する。

《2022 年 6 月 1 日 改定》

P113

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格

第 23 条（レーン表面の保護）

レーンの表面保護のためレーンコンディショナー等の塗布は、各レーン均一とし、レーン保護の目的以外に故意に塗布の方法を変えてはならない。レーンコンディショナー、その他いかなる方法においても故意に得点を出すように工作した場合、当該記録はすべて公認されない。

レーン表面保護のために使用するオイルは、USBC が認定したオイルのみとする。

《2023 年 6 月 1 日 改定》

P97

服装規則

第 2 条（競技者の服装）

(1) 上半身に着用する衣服（以下「ユニフォーム」という。）は、スポーツに適したものとし、袖のついたものとする。

《2024 年 4 月 1 日 改定》

P21

加盟団体規程

（不服申し立て）

第 18 条 この法人が処分した決定に対し、加盟団体は、この法人の総務委員会に対し、不服申し立てをすることができる。この法人の総務委員会で審議し、この法人の理事会の決定は最終決定とする。

2 前項の決定に、なお、異議のある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができるものとし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決する。その判定は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」において判定されるものとする。

協会名称変更に伴い、全ての規程、細則、規格、制度に記載されている以下の名称、略称等について改定する。

現名称) 公益財団法人全日本ボウリング協会

新名称) 公益財団法人 JAPAN BOWLING

現略称) JBC

新略称) JB

現記載) 本協会

新記載) この法人

P101

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格

（検査義務）

第 3 条 施設の部分や用具で新しいものを公認競技会に使用する場合には、使用以前にこの法人の検査を受け合格し、認証されなければならない。

2 この場合、この法人指導委員会の検査を受け理事会の承認を得るものとする。

3 公認競技場に登録する競技場がレーン認証検査を実施する場合、競技場内にあるすべてのレーンの検査を受けなければならない。但し、天災等によるレーンの破損、部品不足によるレーンの不稼働、施設の改修工事等によるレーンの不稼働等、一般営業においてもそのレーンが稼働できない場合は、理由書の提出により、一部のレーンは検査を免除するものとする。

4 検査項目及び内容等は、別に定めるボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格によるものとする。

（証明書類等の交付）

第 6 条 検査に合格し認証され、かつ公認競技場登録をする施設、設備にはこの法人の公認競技場証、公認競技場登録証並びに認証ステッカーを交付する。また、用具にはこの法人の認証ラベルを貼付する。

P38

倫理規程

（違反による処分等）

第 6 条 役・職員等及び登録者等は、第 4 条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、管理責任者(担当理事)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役・職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第 12 条及び第 28 条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長等及び委員会委員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 職員の処分は、この法人就業規則に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4) 登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとし、必要な事項は別に定める。

2 処分対象者に対し処分結果を定め次の通り書面により告知する。

- ①内容、②対象行為、③理由、④不服申し立て可否、⑤その手続きの期限等

（不服申し立て）

第 7 条 この法人が処分した決定に対し、不服申し立てをすることができる。この法人の総務委員会で審議し、この法人の理事会の決定は最終決定とする。

2 前項の決定に、なお、異議のある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができるものとし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決する。その判定は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」において判定されるものとする。

（検査料及び認証料）

第 9 条 検査料、認証料および登録料の項目は次のとおりとし、各料金については別に定める。

(1) 検査料

1 レーンにつき(新、増設)
ボウリングピン 1 種類につき
ボウリング機械 1 種類につき

(2) 認証料

1 センターにつき
ボウリングピン 1 種類につき

(3) 登録料

1 センターにつき

(4) 再検査料

1 センターにつき検査員旅費規程
1 レーンにつき
ボウリングピン 1 種類につき

P115

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格

第 31 条（ピンの補修）

ピンの汚れや、ささくれを除くためのスチールウール、又はサンドペーパーを使用することは差支えないものとする。再塗装をするときは、塗装の厚さが規定以上にならないようにしなければならない。表面は特に凹みや、塗装のはがれができたり、元のラベルやネックマーキングを取りかえたり、別のラベルやマーキングを付けたピンは、公認の競技には使用できないものとする。また、公認の競技に使用するピンはなるべく新しいもので 300 ゲーム使用以内のものでなくてはならない。を用いるものとする。

2 ストリングピンセッター（吊り下げ式ピンセッター）用

全てのピンが均等に摩耗し、より安定したプレーができるように、ストリングピンセッターのセンターでは、ピンを最低 90 日ごとにローテーションさせ、ピンを維持させるピンローテーションプログラムを組むよう推奨されている。

ボウリング競技規則

第 1 章 競技規程

第 139 条 (罰則、不正行為)

この法人の会員で競技に関し、不正な行為があった場合には、次の各号により罰則が適用される。会員以外の者でも本条に該当する場合には、ボウリング競技者として資格のない者とし、特に加盟団体の役員会で承認しなければこの法人の会員とはならない。

- (1) 不正な方法により競技を有利にしようとした者は、そのゲームは無効となり、また場合によっては、会員より除名されることがある。
- (イ) 直接、間接を問わず、レーン、ピン、ボールに対し、この法人の規格に外れた細工をした場合。スコアを高めるため細工をしたレーンであることを承知しながら競技をした場合。
- (ロ) ハンディキャップを多くするため、又はリーグ、競技会において階級の下組に参加するため、アベレージを詐称した場合。
- (ハ) リーグにおいて、ハンディキャップ又は階級区分について一層有利な利益を得るため、故意にアベレージ以下に投球した場合。
- (2) 不正な術策を用い、ボウリング競技に関し、一般の悪評を招くような行為のあった者は、会員から除名する。
- (3) 公認リーグ又は競技会において参加費(施設使用料)の支払いを怠った者は、会員から除名される。

第 202 条 (競技会の主催、登録)

一般競技会は、この法人、加盟団体の連合、加盟団体及び傘下組織のほか、この法人に協力できる団体が主催し、競技の登録手続を完了しこの法人が承認したものを公認競技会とする。

公認競技会は、6 チーム以上又は個人 10 名以上で実施する。(削除)

第 205 条 (公認の手続)

公認競技会の申請は、その主催者が別に定める競技会登録申請書に競技会要項を添えて、原則として開催 2 週間前までに 加盟団体を通じこの法

競技種目については、チーム戦、個人戦等を明記し、競技が 2 種目以上一緒に実施する場合、これらのスコアを合計して個人総合（オールイベント）を設定できる。

ゲームについては、何ゲームでその順位を決定するかを明記する。

競技方法は、デュアルレーン方式（アメリカ方式）、シングルレーン方式（ヨーロッパ方式）、ペーカー方式、マッチプレー方式、ラウンドロビン（総当たり戦）方式のいずれかを明記する。

- (6) 競技予定時刻
競技スタート、全日程終了予定時刻を記入する。
- (7) 参加者数
この競技会の参加者数を記入する。
なお、男・女の別がある場合は、それぞれの数を記入する。
チーム戦の場合は、そのチーム数を記入する。
- (8) 参加資格
男・女、男女混合、年齢別等を記入する。
- (9) 競技実施上、特に定める事項
ハンディキャップを定める場合は、ハンディキャップを明確にする。
競技実施上、特別に規定を定めた場合及び特に違反しやすい事項については、その競技会ルールに明記する。
- (10) 参加費（施設使用料）
参加費（施設使用料）は、競技運営上、その必要な経費の範囲内とし、競技者の過重負担とならないよう決定する。ただし、慈善事業に対する寄附、その他これに類する目的のために特別に参加費（施設使用料）を決定することができる。
- (11) 褒賞
褒賞種目及び第 1 位から何位までかを明記する。
- (12) 参加申込方法
一定の申込書を作成し、申込場所を決めて明記する。チーム戦の場合は、チーム主将名を登録させる。
- (13) 参加申込締切の日時
参加申込の締切の日時は、十分な余裕を持たせるよう決定する。
- (14) 競技会役員の氏名—

人に申請する。

第 208 条 (競技会要項)

主催者は、次の事項につき規定し、競技要項を作成し公示する。

- (1) 競技会名称
- (2) 主催者名
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 競技種目、ゲーム数及び競技方法
- (6) 競技予定時刻
- (7) 参加者数
- (8) 参加資格
- (9) 競技実施上、特に定めた事項
- (10) 参加費（施設使用料）
- (11) 褒賞
- (12) 参加申込方法
- (13) 参加申込締切日時
- (14) 競技役員の氏名（削除）
- (14) その他、必要事項

第 209 条 (競技会要項の作成要領)

- (1) 競技会の名称
名称は、性格、内容を表すものであり、明確にし、競技会がいずれかの団体に所属し、又は、団体の主催によって行われる場合は、その団体を冠することが適当である。
- (2) 主催者名
この競技会的主催者の名を記入する。
- (3) 開催日時
この競技会の開催日時を記入する。
- (4) 開催場所
使用競技場名、住所、電話番号を記入する。
- (5) 競技種目、ゲーム数及び競技方法

競技会規定第 207 条の第 1 項による。(削除)

- (14) その他、必要事項
その他、必要がある場合には、その事項を明記する。

第 211 条 (参加者の変更)

参加者の変更は、原則として競技開始時間の最低 1 時間前までに主催者に届出て承認を受ける。

第 224 条 (公認競技会における参加費・施設使用料の返還)

公認競技会に対し、参加申込後の参加費（施設使用料）は、一切返還しない。

第 225 条 (公認競技会の結果報告)

セクレタリー又は記録部長は、競技会終了後、次の諸項を作成し、競技会代表者の承認を得て、加盟団体を通じ原則として 2 週間以内にこの法人に提出する。

- (1) 参加者全員の個人記録
- (2) 公認料
- (3) その他参考事項

第 227 条 (公認競技会の褒賞)

セクレタリー又は褒賞部長は、競技褒賞授与に関する細則に該当するスコアが記録された場合は、別に定める褒賞申請書により加盟団体を通じ、記録された日から原則として 2 週間以内にこの法人に申請する。

第 3 章 リーグ規程

第 302 条 (リーグの構成)

リーグは、あらかじめ定められた計画表に従い、個人又はチームが順次相互に直接対抗して競技するものとする。

(1) シングルスリーグ……個人が 8 人以上をもって構成し、個人間で競技する。(削除)

~~(2) チームリーグ……6 チーム以上をもって構成し、チーム間で競技する。
(削除)~~

第 303 条 (リーグの区分)

リーグ戦には次の区分がある。

(1) シングルスリーグ……個人間の競技を行う。

~~(2) チームリーグ……(イ)男子又は女子のみでチームを編成し、チーム間の
競技を行う。(削除)
チーム間の競技を行う。~~

~~〔ミックスリーグ〕(ロ)参加チームの中、全部あるいは一部のチームが男
女混成のもの、又は1チーム以上が男子又は女子で、
残りのチームが男子又は女子のもの。(削除)~~

(3) 巡回リーグ……1 リーグを 2 競技場以上を使用して行うもの。

〔サーキットリーグ〕

第 307 条 (リーグ要項)

各リーグ要項は、この法人の諸規定を基礎とし、**原則として**その競技実施の 14 日前までに 必要な要項を規定し、リーグに参加する個人もしくはチーム主将の過半数以上の同意により、承認され決定するものとする。この要項にはリーグセクレタリーの選任についてもこれを規定し、選任されたリーグセクレタリーは、この要項に従い、業務を実施することとし、リーグを統轄する。

第 308 条 (リーグセクレタリーの任務)

リーグセクレタリーの任務は、次のとおりとする。

(1) リーグ開催要項が決定したら、加盟団体を通じ登録申請書を、**原則として**競技開始の 2 週間前までに提出する。

(2) リーグ開催要項によって、**リーグ規定に基づき、レーンの配当及び組合せの抽選を行う。**

(3) リーグに参加している個人又はチームの得点を記録し、その回のアベレージと順位を定め、記録成績順位表(スタンディング)を作成し、

定表の最終日までに行うものとする。延期の競技は、両者又は両チームの対抗で、そのリーグの他チームと同一状態、規定のもとに行われる。

第 325 条 (禁止事項)

個人又はチームが、相手チームと直接対抗することなく先投げ、後投げすることは**原則として禁止する。**ただし、**リーグ要項に別の定めがある場合はその定めによる。**

P91

第 4 章 選手権競技会規程

第 403 条 (選手権者の決定)

選手権競技会は**原則** 50 名以上の参加で、単一種目又は各種目を合わせて、**原則として**最低 9 ゲーム以上で実施すること。

競技の各種目における選手権者及びその他の受賞者は総合得点によって決定する。ただし、大会要項に特にほかの決定方法を採用したときは、その規定による。また、選手権競技会は毎年同一の競技種目、同一の方法により実施する。

第 404 条 (選手権競技会の公認申請期間)

選手権競技会の開催に承認を必要とするものについては、**原則として**1 ヶ月前までに所属加盟団体を通じ、登録申請書に大会要項を添付してこの法人の審査承認を受ける。

第 407 条 (ボウラーズエリア)

選手権競技会において競技者、観客に識別できるようボウラーズエリアを定めるものとする。

2 各団体において、ボウラーズエリアに入ることのできるのは**監督 1 名とする。**ただし、各選手権競技会において別の定めがある場合、この限りではない。

3 ボウラーズエリアに入ることのできる範囲は、自チームの競技しているボウラーズエリア内とする。

次の回の競技開始前に全員に配布する。

(4) リーグ開始後、**原則として** 4 週間以内に参加者名簿を添付し、登録公認料をこの法人に納める。

(5) セクレタリーはリーグ期間中、及び競技中におけるトラブルについては、リーグ要項を遵守し、その都度、役員と協議の上、解決しなければならない。

(6) セクレタリーは本条に示す事項、並びに主催者の指示による業務を怠った場合は、その職を免ぜられる。

第 309 条 (リーグ会計の任務)

リーグ主催者は、リーグ開催にあたり、会計担当責任者を定めて、次の事項を行わせることができる。(リーグセクレタリーが兼任できる。)

会計は、あらかじめ定められた参加費(**施設使用料**)をその都度徴収し、リーグに関する経費の支払いを行い、その残額をリーグ終了まで保管しなければならない。

リーグ終了後、直ちに収支決算書を主催者及び参加者に公示しなければならない。

また、リーグにおいては決算報告を**原則として** 30 日以内に所属加盟団体に報告しなければならない。

第 317 条 (競技者の交代)

チーム戦において、競技者に事故あるときのため、補欠登録を認める。ただし、1 競技者の交代は**原則として** 1 回までとする。

第 320 条 (競技の延期)

すべてのリーグは、リーグ委員会が延期又は事前の実施については、あらかじめ規定しない限り認められず、競技は予定表に従い実施される。非常事態の場合を除き、延期は競技実施予定の 24 時間前までに、個人又はチーム主将に通知しなければならない。非常事態にあたり、チーム主将より、その競技の延期を申し入れられた場合、相手チームの了承を得てそれを認めることがある。この場合、両チーム主将とセクレタリーは、実施日を決め、セクレタリーの立会を必要とする。その競技は、**原則としてリーグ予**

第 411 条 (ボールの再検査)

競技中参加全競技者の中から無作為にボール検査を実施する。登録されていないボールを**会場に持ち込んだ**場合、大会の記録はすべて無効となる。

第 413 条 (記録、計算、転記ミス)

スコアについての責任はすべて競技者にあり、計算違い、記録カードへの転記の間違い、記録カードの計算違い、記録カードの確認サイン漏れ等は、すべて**競技者が訂正するものとし、訂正されない場合、大会の記録はすべて無効となる。**

第 414 条 (同順位、同スコアの裁定)

選手権競技会において、同順位、同スコアが生じた場合は、競技規程第 133 条によるもののほか、次の各号により裁定する。

(1) 選手権競技会においては、ハイゲーム、ハイシリーズ賞とも同点の場合は、該当者全員を表彰する。

(2) チーム戦終了後、マスターズ戦出場者の上位 4 名の得点に同位が存在する場合は、9-10 フレームの決定戦を決着がつくまで行う。各チーム戦で上位入賞チームに同位が生じた場合、各チーム 1 名の競技者が、この決定戦を行う。どの競技者が先に投球するかは抽選で決定する。

(3) マスターズ戦の準決勝及び決勝で同位が生じた場合、9-10 フレームで決着がつくまで行う。チーム戦の入賞チームに同位が生じた場合、各チーム 1 名の競技者が 9-10 フレームを決着がつくまで行う。どの競技者が先に投球するかは抽選で決定する。

(4) オールイベントの後で、2 名以上の競技者に同スコアが生じた場合、オールイベントの最後の種目の最終ゲームの得点の高い方を上位とする。それでも同スコアの場合、最後から 2 番目の得点の高い方、その次は最後から 3 番目に得点の高い方を上位とする。

(5) マスターズ戦において同スコアの場合は、以下のとおりとする。

(イ) 9-10 フレームの決定戦で決着がつくまで行う。

(ロ) 決定戦の投球は、その競技者双方が、そのゲームを終了したレーンもしくは運営委員会が指定したレーンで行うものとする。この場合進出スコア上位の競技者が**投球レーン及び投球順を選択し、フレームごと**

に交互に投球を行う。さらに2回目の決定戦で競技者はレーンを変えて、投球順は逆とする。

(6) 前各号のほか、特に大会要項であらかじめ規定することができる。

第421条（競技役員以外の立入禁止）

大会役員、監督、その他各選手権競技会において別の定めがある場合を除き、競技者以外のボウラーズエリア内への立ち入りを禁止する。

第422条（報告の義務）

加盟団体代表者は選手権競技会終了後、大会委員長及び記録担当責任者と連名で、次の各号を原則として2週間以内にこの法人に報告する。

- (1) 競技種目ごとの参加者数
- (2) 受賞者の氏名、所属団体名、順位、スコア
- (3) 参加者全員の個人記録報告書
- (4) その他必要事項

P31

競技褒賞授与に関する細則

第1節 主催大会褒賞

（主催大会褒賞）

第3条 この法人の主催大会において、次の成績に該当する者に主催大会褒賞を授与する。

1. 加盟団体表彰：全日本選手権大会、全日本選抜選手権大会、全日本シニア選手権大会、全日本高校選手権大会、全日本中学選手権大会、全日本新人選手権大会における各種目の優勝者の所属する加盟団体に授与
2. 個人・チーム褒賞：男女の別があるときは、別々に授与するものとし、原則として、優勝より第3位までにメダル、賞状を授与。第4位より第8位までに賞状を授与する。
 - (1) 優勝杯・優勝旗：各種目の優勝者及び優勝チームに対し、持回り杯、持回り旗又は取り切り杯を授与
 - (2) 選手権者認定証：全日本選手権大会選手権者及び全日本選抜選手

一般女子：700、750、800、850、900

ジュニア男子：700、750、800、850、900

ジュニア女子：650、700、750、800、850、900

シニア男子：700、750、800、850、900

シニア女子：650、700、750、800、850、900

(ハ) ベーカー・ゲーム賞 1 ゲームの優秀成績に対し授与

男子：250、260、270、280、290、296～300

女子：240、250、260、270、280、290、296～300

男女ミックス：250、260、270、280、290、296～300

※特別技能賞は、オールスペア賞、ダッチマン賞、スプリット賞とする

(12) 特別技能賞

(イ) オールスペア賞 1 ゲームの全フレームをスペアのみにより完成した場合

ただし、第10フレームの第3投は関係ない

(ロ) トリプルキット賞 3 ゲームシリーズで各ゲームのスコアが同一の場合

(ハ) ダッチマン賞 スペアとストライクが交互に記録され、得点が200になった場合。ただし、カレントフレームスコアリングの場合、得点は不問とする

(ニ) スプリット賞 7-10、4-6-7-10 番ピンズブリットを倒した場合

第2節 一般競技褒賞

第4条（一般競技褒賞）

この法人の競技会規程、リーグ規程により公認する競技会、リーグにおいて、次の成績に該当するものに対し、授与する。該当記録は、当該加盟団体代表者の審査を受け承認されたものとする。当該加盟団体は別に定める様式により申請を行い、その申請に対しこの法人が授与する。

(1) 優秀技能賞：ジュニアは満18歳未満、シニアは満50歳以上とする（年齢は、当該年度の4月1日を基準とする）

(イ) ゲーム賞 1 ゲームの優秀成績に対し授与

（パーフェクトに対しワッペンを授与）

一般男子：270、280、290、296～300

権大会選手権者

(3) チャンピオンバッジ：全日本選手権大会の各種目優勝者及び全日本選抜選手権大会の優勝者

(4) 個人総合賞：全日本選手権大会の個人総合入賞者に賞状を授与

(5) 優秀選手バッジ：全日本選手権大会、全日本選抜選手権大会における入賞者（優勝者を除く。チーム戦は第3位まで）

(6) 決勝出場賞、選手権者決定戦出場賞又はマスターズ出場賞：全日本選手権大会、全日本選抜選手権大会、全日本シニア選手権大会、全日本実業団選手権大会、全日本新人選手権大会の決勝、選手権者決定戦又はマスターズ部門出場者

(7) ハイゲーム、ハイシリーズ賞：主催大会の個人ハイゲーム、ハイシリーズ記録者チーム戦のみの大会の場合は、チームハイゲーム、チームハイシリーズ賞を授与

また、選手権者決定戦及びマスターズの記録は対象とはならない

(8) ハイアベレージ賞：全日本大学選手権大会の最高アベレージ記録者

(9) シニア特別賞：全日本シニア選手権大会、東日本シニア選手権大会、西日本シニア選手権大会の最高年齢者

(10) レプリカ：優勝杯、優勝旗（持回り）受賞者チームに次年度当該大会において授与する

(11) 優秀技能賞：ジュニアは満18歳未満、シニアは満50歳以上とする（年齢は、当該年度の4月1日を基準とする）

(イ) ゲーム賞 1 ゲームの優秀成績に対し授与

（パーフェクトに対しワッペンを授与）

一般男子：270、280、290、296～300

一般女子：260、270、280、290、296～300

ジュニア男子：260、270、280、290、296～300

ジュニア女子：250、260、270、280、290、296～300

シニア男子：260、270、280、290、296～300

シニア女子：250、260、270、280、290、296～300

(ロ) シリーズ賞 3 ゲームシリーズの優秀成績に対し授与
（800シリーズに対しワッペンを授与）

一般男子：750、800、850、900

一般女子：260、270、280、290、296～300

ジュニア男子：260、270、280、290、296～300

ジュニア女子：250、260、270、280、290、296～300

シニア男子：260、270、280、290、296～300

シニア女子：250、260、270、280、290、296～300

(ロ) シリーズ賞 3 ゲームシリーズの優秀成績に対し授与
（800シリーズに対しワッペンを授与）

一般男子：750、800、850、900

一般女子：700、750、800、850、900

ジュニア男子：700、750、800、850、900

ジュニア女子：650、700、750、800、850、900

シニア男子：700、750、800、850、900

シニア女子：650、700、750、800、850、900

(ハ) ベーカー・ゲーム賞 1 ゲームの優秀成績に対し授与

男子：250、260、270、280、290、296～300

女子：240、250、260、270、280、290、296～300

男女ミックス：250、260、270、280、290、296～300

※特別技能賞は、オールスペア賞、ダッチマン賞、スプリット賞とする

(2) 特別技能賞

(イ) オールスペア賞 1 ゲームの全フレームをスペアのみにより完成した場合

ただし、第10フレームの第3投は関係ない

(ロ) トリプルキット賞 3 ゲームシリーズで各ゲームのスコアが同一の場合

(ハ) ダッチマン賞 スペアとストライクが交互に記録され、得点が200になった場合。ただし、カレントフレームスコアリングの場合、得点は不問とする

(ニ) スプリット賞 7-10、4-6-7-10 番ピンズブリットを倒した場合

(3) リーグ賞

(イ) リーグチャンピオン賞 各リーグのチャンピオン（含むチームチャンピオン）

第 106 条 (オープンフレーム (エラー))

1 つのフレームで 2 回投球し、10 本のピンを全部倒すことができなかった場合は、これをオープンフレーム (エラー) という。

オープンフレーム (エラー) の場合には、第 1 回の投球で倒したピンの数を小さな枠の左に記入し、第 2 回の投球で残ったピンを 1 本も倒さなかったときは、小さな枠の右に (—) 印をつけて表す。また、第 2 回の投球で倒したピンの数は小さな枠の右に記入し、そのフレームの得点は第 2 回の投球が終了すれば直ちに合計し記入する。

第 110 条 (競技の方式及び投球の順序)

競技の方式は、デュアルレーン方式 (アメリカ方式)、シングルレーン方式 (ヨーロッパ方式)、ペーカー方式、マッチプレー方式、ラウンドロビン (総当たり戦) 方式がある。

1. デュアルレーン方式 (アメリカ方式)

競技者は、互いに隣接する 1 対のレーンで 1 フレームずつを 1 つのレーンで投球し、次のフレームは同様に隣のレーンで投球し、各フレーム交互に 2 つのレーンを使用し、各レーンで 5 フレームずつを投球してゲームを完成する。引き続き次のゲームは、前のゲームを完了したレーンから開始する。ただし、ゲームごとにほかの異なったレーンを使用することを決めて競技する場合は、別とする。

2. シングルレーン方式 (ヨーロッパ方式)

競技者は、1 つのレーンで投球してゲームを完成する。1 ゲームごとに異なったレーンを使用する場合には、順次右隣のレーンに移動して次のゲームを実施し、競技ゲーム数に応じ、これも同数のレーンを使用する。競技ゲーム数の 2 倍にレーンを使用する場合には、各競技者は半ゲームずつを各レーンで投球し、第 6 フレームと第 1 フレームとで次々と新しいレーンに移動する。

3. ペーカー方式

2 名以上数名の競技者が同一のレーン又は 1 対のレーンで投球する場合、競技者は順番に 1 フレームずつ投球する。

シフトのゲーム開始後は、競技会ごとのルールに従って、選手交代が行われる場合を除き、そのシフト中の投球順を変更することはできない。

第 113 条 (デッドボール)

次のような場合は、そのことを競技会役員に申告し、デッドボールを宣告された場合は、その投球は無効となる。この場合はデッドボールとしピンを再配置し、競技者は再投球する。ただし、競技役員に申告、裁定を待たずに再配置した場合は、投球されたものとする。

- (1) 投球後 (及び同じレーンでの次の投球の前) に、1 本以上のピンが欠落しているという事実を直ちに指摘した場合。
- (2) ピン整備員が、ボールがピンに到達する前に、立っているピンに干渉した場合。
- (3) ピン整備員が、倒れたピンが回転を停止する前に取り除くか干渉した場合。
- (4) 競技者が誤ったレーン、または誤った順番で投球を行った場合。
- (5) 投球中及び投球が完了する前に、競技者が他の競技者、観客、動く物、またはピンセッターによって物理的に妨害された場合。競技者は倒れたピンを受け入れるか、デッドボールの宣告を要求するかのどちらかを選択することができる。
- (6) 投球したボールが異物に接触した場合。

第 115 条 (適正に倒されたピンとして計算されるもの)

デッドボールでない限り、競技者の投球は、すべて得点として計算する。

~~デッドボールの場合には、ピンを改めて再配置する。~~

- (1) 適正な投球後、競技者の得点となり、デッドウッドとして次の投球前に取り除かれるピンは以下を含むものとする。
 - (イ) ボールや別のピンによってピンが倒れたり、ピンデッキから外れたりした場合。
 - (ロ) 両側の仕切りや後ろのクッションの跳ね返りにより、ピンが倒れたり、ピンデッキから外れたりした場合。

この競技の方式は、すべてチーム戦とし、1 つのレーンであらかじめ決められた投球順序に従い、1 フレームずつ交代で投球し、10 フレームを終了する。

4. マッチプレー方式

- (1) 競技者は、1 度に 2 フレームを投球する。
- (2) ただし、左側レーン (奇数レーン) でスタートする競技者は、1 フレームだけ投球する。
- (3) その後、両競技者とも最初に右側レーン (偶数レーン) で投球し、その後続けて左側レーンで、もう 1 フレームを投球する。
- (4) 先に投球を始めた競技者は第 10 フレームを右側レーンで投球して自分のゲームを完成する。
- (5) マッチプレーが 2 ゲーム以上からなる場合は、次のゲームでは競技者は前のゲームを完了したレーンから開始する。

5. ラウンドロビン (総当たり戦) 方式

- (1) ラウンドロビンにおいては、予選の方式によりラウンドロビン競技に進出する競技者の人数が決定する。
- (2) 各競技ともほかのすべての競技者と対戦を行う。
- (3) 対戦は 1 個以上のゲームで構成される。
- (4) 最終ポジションマッチを加えることができる。この場合のポジションマッチの組合せは、競技者がそれまでのマッチゲームを終了した時点の順位によって決定する。
- (5) ポジションマッチの前までの 2-3 位、4-5 位、6-7 位などに同位が生じた場合は、次の競技者を上位とする。
 - (イ) 勝ち点を除いた総得点の多い者
 - (ロ) 直接対戦において勝った者
 - (ハ) より多くの対戦に勝利した者
 - (ニ) ローゲーム、ハイゲームの差の少ない者
 - (ホ) ハイゲームの高い者

第 111 条 (2 名以上の同時投球)

1 つのレーン又は 1 対のレーンで 1 名もしくはそれ以上数名の競技者は、同時に競技できる。

(ハ) ピンデッキ上で停止しているスリーブバーがピンデッキからデッドウッドを掃き出す前に、ピンの跳ね返りによりピンが倒れたり、ピンデッキから外れたりした場合。

(ニ) ピンが傾いてキックバックやその他両側の仕切りに接触している場合
(ホ) ストリングピンセッター (吊り下げ式ピンセッター) において、ボールや他のピンにより倒されたピンのストリング (ひも) によってピンが倒れたり、ピンデッキから外れたりした場合。

(2) ストライクもしくはスペアを取る際、ピンの配列が不整 (オフセット) であるときは、競技者の責任において投球前に申告するものとし、申告のない場合は、ピンの配列は完全なものとし、したがって、投球後、配列の不整が発見されても、その投球は有効であり得点として計算する。また、ゲーム中のリセットの申告は、競技 1 人あたり 1 ゲーム 2 回まで許される。

第 116 条 (不正に倒されたピンとして計算されないもの)

有効な投球であっても不正に倒されたピンは無効となる。競技者が第 2 回または第 3 回の投球を行う権利がある場合、不正に倒されたピンは元の位置に再配置される。

- (1) 次のような場合には、有効な投球となるが、倒したピンは無効となる。
 - (イ) 一度ガターに入ったボールによってピンが倒れた場合。
 - (ロ) 後ろのクッションからボールが跳ね返ってピンを倒した場合。
 - (ハ) ピンがピン整備員の身体に触れて跳ね返りピンを倒した場合。
 - (ニ) 機械式ピンセッターがピンに触れて倒した場合。(不明確な場合を含む)
 - (ホ) デッドウッドを取り除くときにピンに触れて倒した場合。
 - (ヘ) ピン整備員によってピンが倒された場合。
 - (ト) 競技者がファールをした場合。
 - (チ) レーン上またはガターにデッドウッドがある状態で投球が行われ、ボールがレーンから離れる前にそのデッドウッドに接触した場合。
- (2) 跳ね返ってレーン上に立ったピンは、立っているものとみなす。

第 117 条 (移動したピン)

第 1 回の投球によって、移動したまま立っているピン (アウトオブプレイ) は、元のピンスポットに戻ることなく移動した位置で、第 2 回の投球をする。ただし、機械に触れて倒れた場合は、元のピンスポットの上に再配置する。**〈第 116 条第 1 項第 5 号〉**

ストリングピンセッター (吊り下げ式ピンセッター) においては、第 1 回の投球後、機械が再配置した位置で、第 2 回の投球をする。

第 118 条 (ピンの破損と再配置)

ゲーム中にピンが折れたり、その他著しく破損した場合は、直ちに現在使用中のものと同一状態のピンに交換することができる。

このようなピンの交換については、競技会役員の判定による。競技者の得点は、ピンが破損しても変わらない。倒されたピンは全部計算され、破損したピンはその後に交換する。

第 119 条 (誤ったレーン及び間違えた順序での投球)

競技者が誤ったレーンで投球した場合、1 対のレーンで投球したフレームの数が合計 4 個未満であればデッドボールが宣告され、競技者は正しいレーンで再投球しなければならない。

1 対のレーンで投球したフレームの数が合計 4 個以上であれば、そのゲームはレーンを変更せず完了する。その後のゲームは、本来の正しいレーンで開始する。

マッチプレー形式では、競技者が誤ったレーンで投球し、対戦する競技者が投球する前にその誤りに気付いた場合にはデッドボールが宣告され、競技者は正しいレーンで再投球をしなければならない。それ以外の場合は投球した結果がスコアとなり、以降のすべてのフレームは正しいレーンで投球する。

第 120 条 (ファールの判定)

ファールとは、投球中または投球後に、競技者の体の一部がファールライン上に侵入またはファールラインを超えてレーン、設備、または建物の一部に触れたときに発生する。

第 124 条 (故意のファール及び故意のガターボール)

自己を有利にするために、故意にファールをおかした場合、故意にガターに落とした場合には、その競技者のその投球は 0 点とみなされ、そのフレーム内でのさらなる投球は認められないものとする。

第 125 条 (抗議及び抗議解決のための仮の投球)

ファール、正当に倒されたピン、またはデッドボールについて抗議が出て、競技会役員によって解決できない場合、競技者は仮の投球または仮のフレームを投球する。

仮の投球を行った場合、そのフレームの 2 つのスコア記録を保存して競技会役員の判定を受ける。それでも解決しない場合には、更に加盟団体又はこの法人に諮問して、これを裁定する。

(1) 任意のフレームにおける競技者の第 1 投球、もしくは第 10 フレームの第 1 投球がストライクだった場合に続く第 2 投球において抗議が出た場合。

(イ) 競技者のファールの有無について議論されている場合、競技者はフレームを完成し、ピンが再配置されたところで仮の投球を 1 つ行う。
(ロ) 不正に倒されたピンについて議論されている場合、競技者はフレームを完成し、議論の対象となった残りピンを再配置した上で、仮の投球を 1 つ行う。

(ハ) デッドボールの宣告について議論されている場合、競技者はフレームを完成し、続いて仮のフレームを投球する。

(2) 任意のフレームにおける競技者の第 2 投球、もしくは第 10 フレームの第 3 投球に抗議が出た場合。

(イ) デッドボールの宣告について議論されているのでなければ仮の投球は必要としない。デッドボールの宣告について議論されている場合、抗議の対象となった投球後に残ったピンを再配置し、仮の投球を 1 つ行う。

第 126 条 (抗議の期限)

競技においてスコアその他要項の規定に関する抗議の期限は以下のと

ファールは、投球後、同じ競技者または別の競技者がアプローチ上で次の投球姿勢を取るまでの間で適用する。したがって投球後といえどもみだりにファールラインを超えてはならない。ただし、投球動作中、ボールを持ったまま、ファールラインを超えてもファールとはみなさない。

第 121 条 (ファールの宣告)

ファールの宣告は、審判員又はそれに準じた者が行う。宣告は投球の完了後、その投球者又は次の投球者が投球態勢に入るまでの範囲で採用し宣告する。投球者は、ファール審判員のファールの宣告に従わなければならない。ただし、ファールの宣告が明らかに間違ってたなされた場合、又はファール審判員のファールに関する諸規定の誤解による場合、あるいは、ファール審判員が判定不可能な場合は競技会役員において協議判定する。

自動式ファール判定器またはファール審判員が明らかなファールを宣告しなくとも、競技会役員が明らかなファールを認めた場合、ファールが宣告される。

ファールが宣告された場合、以下の場合を除き、抗議は認められない。

- (1) 自動装置が正常に作動していないことが判明した場合。
- (2) 競技者がファールをしなかったという証拠が多数存在する場合。

第 122 条 (自動式ファール判定器使用の場合)

自動式ファール判定器を使用して行う競技は、判定器がファールを指示した場合、これに従い、判定器が正常に働いていないことが確認された場合、又は競技者がファールをしていないという証拠が多数存在する場合には、これをファールとしない。

自動ファール判定器が一時故障で使用できない場合には、次のような処置をとる。

- (1) 選手権競技会又は競技会においてファール審判員を配置し、ファールを判定する。
- (2) ファール審判員を配置できない場合は、それに準ずる者が判定する。
- (3) リーグにおいて、ファール審判員を配置できないときは、それに準ずる者、あるいは、チームにおいてはチーム主将、個人においては数名の意見を取り入れて判定する。

おりとする。

(1) スコアミスに関する抗議の期限は、各日の競技終了または各シフト終了から 1 時間以内とするが、表彰式または次戦 (勝ち抜き戦の場合) 開始のどちらか早い方までとする。本規定に基づく各抗議はそれ自体が具体的である必要があり、本規定は以前または同様の違反を含むものとして解釈されないものとする。

(2) その他要項の規定に関する抗議は、加盟団体、この法人に対し 24 時間以内に書面をもって提出する。24 時間以内に提出しなかった場合には、その競技はそのまま実施されたものとみなされる。

第 127 条 (記録の明瞭な誤りについて)

競技におけるスコア又は計算上明らかな誤りを発見した場合には、発見次第、競技会役員が直ちに修正する。疑義ある誤りについては競技会役員が判断する。

第 128 条 (アプローチの状態変更の禁止、ハンドコンディショナーの使用)

アプローチのいずれの部分にも、他の競技者の平常な状態を損なう異物の塗布を禁止する。これには、靴に付着するベビーパウダー、軽石粉、ローゼンなどを含む。また、柔らかいゴム製またはアプローチ上で擦れ落ちるような靴底も禁止する。

競技会において、指定された場所以外でローゼンやパウダー等のハンドコンディショナーを使用してはならない。競技会役員が使用場所を指定するものとする。

第 134 条 (スローボウリングの禁止)

競技者は自分の投球順が来たら投球できるよう準備をしておき、左右のすぐ隣のボックスが空いているときは、アプローチまたは投球の開始を遅らせてはならない (1 ペアレーンカーティシー / 1 ボックス牽制)。

(1) 競技者は常に 1 ペアレーンカーティシーを遵守すること (ただし、競技会ごとのルールで指定できるものとする)。同じボックスの競技者は、左右のボックスでそれぞれ 1 名の競技者が投球を完了しない内に連続して投球することはできない。ただし、左右のボックスの競技者の投球準

備ができていない場合、または順番を譲った場合は除く。

(2) 競技者が前項の手順を遵守しない場合、スローボウリングと判定する。これらの手順を遵守しない競技者は、競技会役員から以下のように宣告を受けるものとする。

(イ) 初回の違反には注意（ペナルティなし）

(ロ) 2 回目の違反には警告（ペナルティなし）

(ハ) 1 日のシフトごとに 3 回目以降の違反にはペナルティとしてそのフレームを 0 点とする。

(3) 審判員は本規定の施行を解釈するために、最も進行の早いところと比べて、1 レーンに 1 名又は 2 名で競技する場合は原則として 4 フレーム以上、3 名以上で競技する場合は 2 フレーム以上遅れている競技者またはチームを特に監視するものとする（ただし端のレーンは除く）。

第 135 条（使用ボール及び投球）

使用ボール及び投球については以下のとおり定める。

(1) 指穴調整を工夫すること以外、ボールの内部及び外部に添付物を使用することなど、いかなるほかの手段もこれを併用してはならない。

(2) 投球時に外れたり、投球中に可動する装置をボールに組み込んだり、取り付けてはならない。

(3) すべての公認競技においては、ボールは 1991 年 1 月 1 日以降に製造され、競技会開始日の最新の USBC 公認ボールリスト

(<https://bowl.com/approved-ball-list>) に掲載されているボール又はこの法人の公式認定ボールで、この法人の公認ドリラーによってドリルされ、この法人の公認ボール検査員が検査し、合格したボールを使用するものとする。

(4) 投球はすべて手動で行われなければならない。

(5) 投球時には、競技者は全ての指穴に指を入れて投球しなければならない。投球中に指を入れていない穴は認められない。投球中に指を入れていない穴があった場合、そのゲームの得点は 0 とする。

(6) 競技者は、切断などにより手またはその大部分を失った場合、ボールを掴んだり、投球したりすることを補助する特別な器具を使用することができる。

(7) 競技会では、競技者が最初の投球を行った後、負傷により同じ利き手で投球を続けることが不可能であると判断しない限り、競技会中その手を使い続けるものとする。競技者は利き手と反対の手で競技を続行するために競技会役員の承認を求めることができる。

第 136 条（ボウリングボールの表面調整及び表面加工）

ボウリングボールの表面調整及び表面加工については次のとおりとする
(1) 化学物質を使った製品は、IBF Web サイト (www.IBF.org) 内の「使用可能製品リスト(Acceptable list)」の「公認競技中に使用可能

(Acceptable during certified competition)」に記載されているもののみを使用可能とする。「固体または研磨剤を含む製品(Products Containing Solids or Abrasives)」また「いかなる場合も使用不可(Not acceptable at any time)」に記載されているものは一切使用できない。ボールを調整及び加工した後は、表面を必ずきれいに拭き取らなければならない。

(2) 手によるボールの表面調整は、ゲーム間（その競技者がゲームを終了してから、次のゲームの第一投を投球するまでの間）に指定されたエリア内で、他の競技者の競技に遅延をさせないという条件で許可される。

(3) ボールの表面加工は上記以外に、公式練習中、競技直前の練習ボール中、及びシフト間に指定されたエリア内でのみ許可される。

(4) ゲーム中にボールの表面調整及び加工をすることは認められない。ゲーム中に表面調整及び加工をおこなった場合、そのゲームは 0 点とする。

第 410 条（使用ボール）

選手権競技会に使用するボールは、次の各号に基づいて使用するものとする。

(1) 選手権競技会に出場する者の使用ボールは、すべて 競技会開始日の最新の USBC 公認ボールリスト (<https://bowl.com/approved-ball-list>) に掲載されているボール又はこの法人の公式認定ボールで認証検査に合格したものであること。また、常にこの法人規定の「ボール検査合格証」を携帯していなければならない。

(2) 合格したボールでも、表面にテープ、ペンキ等で目印をしたり、明らかに故意にキズをつけた場合は、失格とする。

(3) ボールの表面調整及び表面加工については、競技規程第 136 条を適用する。

(4) 競技者は、大会に使用するすべてのボールを登録しなければならない。

(5) 1991 年 1 月 1 日以降に製造されたボールのみ使用が認められる。

(6) 上記のほか、競技規程第 135 条を適用する。

第 413 条（記録、計算、転記ミス）

スコアの計算違い、記録カードへの転記の間違い、記録カードの計算違い等は、発見次第、競技会役員が訂正する。

第 421 条（競技会役員以外の立入禁止）

大会役員、監督、その他各選手権競技会において別の定めがある場合を除き、競技者以外のボウラーズエリア内への立ち入りを禁止する。

P101

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格

第 2 章 レーン規格

第 2 条（はじめに）

(1) 本章では基本的な仕様について言及する。詳細な技術仕様及び試験方法は、USBC Equipment Specifications Manual

(<https://bowl.com/equipment-specifications>) で言及するものとする。

(2) 競技会役員は、この章に含まれるすべての規定に関して最終的な措置を講じる権限を与えられる。

(3) 以下では、参照を目的としてメートル寸法が記載される。紛争が起こった場合には、英国法に基づいた基準が優先し、下記の換算係数を適用するものとする。

・ 1 インチ = 25.4 ミリメートル

・ 1 フィート = 12 インチ = 304.8 ミリメートル

・ 1 ポンド = 0.453 キログラム

・ 1 オンス = 28.349 グラム

第 3 条（材 質）

(1) フラットガター、キックバック、アプローチを含むボウリングレーンは、木材と合成材料の両方またはいずれか一方を使用するものとする。

(2) 指定された期限までに承認された方法で、材質の検査を行うものとする。

第 4 条（アプローチ）

(1) ファールラインから 15 フィート(4.572 メートル)以上の位置、且つ 1/4 インチ (6.4 ミリメートル)以上の窪みがない位置にアプローチを設けるものとする。

(2) アプローチの幅は、レーンの幅以下にならないように設定するものとする。

第 5 条（ファールライン及びファール審判設備）

(1) ファールラインは 3/8 インチ(9.5 ミリメートル)未満にならないように、且つ、幅が 1 インチ(25.4 ミリメートル)以上にならないように設定するものとする。レーンとアプローチが区別できるように印をするものとする。ファールラインは最低でもレーンと同じ幅で設定するものとする。

ファールラインは、レーンから投球者の手の触れる範囲にある壁や柱まで延長するものとする。

(2) 壁、柱、ディビジョンボード、ファールラインの延長線上においてファールラインの明確な印をする場合がある。

(3) 各公認競技場は、ファール審判設備を稼働可能な状態にしておくものとする。または、ファール審判員がファールラインの延長線上に立つかファールラインの直ぐ上に立ちファールライン全体が見渡せる状態を作るものとする。

第 6 条（長さ幅）

(1) ビンデッキを含むレーン全体の長さは、62 フィート 10 インチ 3/16(19.156 メートル)を基準寸法とする。この測定は、レーン側のファールラインからビンデッキ後部（テールプラークは含まない）まで

とする。

- (2) ファールラインから 1 番ピンのピンスポット中心までを、60 フィートとし、その許容範囲を $\pm 1/2$ インチ(18.288 メートル、 ± 13 ミリメートル)とする。
- (3) 1 番ピンスポット中心からビンデッキ後部の縁(テールブランクは含まない)までを、34 インチ 3/16、 $\pm 1/16$ インチ(86.85 センチメートル、 ± 1.5 ミリメートル)とする。
- (4) レーンの幅を 41 インチ 1/2、 $\pm 1/2$ インチ(1.054 メートル、 ± 12.7 ミリメートル)とする。レーンにガターを加えた幅は 60 インチ(1.524 メートル)以上、60 インチ 1/4(1.530 メートル)以内とする。

第 7 条 (表 面)

- (1) 表面に溝や隆起があってはならない。レーン表面に、0.040 インチ(1 ミリメートル)以上のくぼみや、レーンの幅である 42 インチ(1.067 メートル)の間に 0.040 インチ(1 ミリメートル)以上の傾斜があってはならない。
- (2) レーンの端から端まで、同じレーンフィニッシュ(レーンコーティング材)を使用するものとする。公認装置で計測したレーン表面の摩耗係数が、29 を超えないように設定するものとする。
- (3) すべてのレーンのレーンフィニッシュ、およびすべての合成レーンサーフェイスは、公認競技会で使用する前に、摩擦係数のテストを受ける必要がある。

第 8 条 (レーンの各仕様)

ビンデッキ、ガター、キックバック、リアクション及びピットの詳細な仕様について、USBC Equipment Specifications Manual (<https://bowl.com/equipmentspecifications>) を参考のこと。

※第 8 条～第 14 条は第 8 条(レーンの各仕様)へ含むため削除

第 9 条 (ピンセッティング装置)

- (1) 全てのピンセッティング装置について、予め定められた手順でテスト

や承認を行うものとする。

- (2) 競技会で通常発生するあらゆる状況下で動作するように設計されていなければならない。

※第 16 条～第 19 条は第 8 条(レーンの各仕様)へ含むため削除

第 10 条 (マーキングまたはデザイン)

- (1) レーンやアプローチのマーキングまたはデザインは、ここで指定する仕様を満たしているものとする。
- (2) ファールラインから測定した、アプローチ上の次の各点に最大で 7 つのガイドを組み込む、または刻印することができる。2-6 インチ(5.1-15.2 センチメートル); 9-10 フィート(2.743-3.048 メートル); 11-12 フィート(3.353-3.658 メートル); 14-15 フィート(4.267-4.572 メートル)。各ガイドはファールラインに対して平行、均一、丸型であり、直径 3/4 インチ(1.9 センチメートル)を超えないものとする。
- (3) ファールラインを超えたレーン上の 6-8 フィート(1.828-2.438 メートル)離れた地点に、ファールラインと平行な最大 10 個のガイドを埋め込むか、または刻印することができる。各ガイドは均一な円形で、直径が 1.9 センチメートル(3/4 インチ)を超えてはならないものとする。
- (4) ファールラインを超えたレーン上の 12-16 フィート(3.658-4.877 メートル)離れた地点に、最大で 7 個のターゲットを組み込む、または刻印するものとする。各ターゲットは均一とし、1 つ以上の釘、矢、菱形、三角形、四角形をデザインとする場合がある。各ターゲットを覆う表面は、幅 1 1/4 インチ(3.18 センチメートル)、長さ 6 インチ(15.24 センチメートル)を超えないものとする。各ターゲットはそれぞれ等距離で、均一パターンとなるように設定するものとする。
- (5) ファールラインを超えたレーン上の 33-44 フィート(10.058-13.411 メートル)離れた地点に、最大で 4 個のターゲットを置くことができる。各ターゲットの外観は均一且つ幅がシングルボード以下、または長さ 36 インチ(91.44 センチメートル)以下に設定するものとする。
- (6) マーキングやデザインを組み込む場合に使用可能な素材は木、ファイバー、またはプラスチックである。また、これらはレーン、アプローチ

の表面と同じ高さで設定するものとする。マーキングやデザインを組み込む場合は直接木材に対して行い、通常の再塗装で使用するラッカーや同等の透明材料でこれらを覆うものとする。形状及び寸法は一競技場の少なくとも 1 ボックス(2 レーン)に関しては同一でなければならない。

※第 21 条～第 22 条は第 2 条(1)へ含むため削除

第 11 条 (レーン表面の保護)

レーンの表面保護のためレーンコンディショナー等の塗布は、各レーン均一とし、レーン保護の目的以外に故意に塗布の方法を変えてはならない。レーンコンディショナー、その他いかなる方法においても故意に得点を出すように工作した場合、当該記録はすべて公認されない。レーン表面保護のために使用するオイルは、USBC が認定したオイルのみとする。